

愛知県立中村高等学校 P T A 空調設備管理委員会設置要綱

(設 置)

第1条 愛知県立中村高等学校（以下「本校」という。）教室棟に設置した空調設備を円滑に管理・運用するため、本校 P T A に、愛知県立中村高等学校 P T A 空調設備管理委員会（以下「管理委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 管理委員会においては、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 空調設備の管理・運用に関する諸事項について、総合的かつ効果的な企画及び推進方策を立案・協議すること。
- (2) 空調設備の管理・運用に関する諸事項について、関係業者・機関、及び P T A 会員との連絡調整を行うこと。
- (3) その他、管理委員会の目的達成のために必要なこと。

(組 織)

第3条 管理委員会は、本校 P T A 役員をもって構成する。

2 管理委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、本校 P T A 会長が兼務する。

3 管理委員会の副委員長（以下「副委員長」という。）は、本校 P T A 副会長が兼務する。

4 各委員の任期は、本校 P T A 役員の任期に準ずるものとする。

(委員長・副委員長の職務)

第4条 委員長は管理委員会を招集し、会議を主宰する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代行する。

(会 計)

第5条 空調設備の設置、管理及び運用に関する経費（以下「空調設備負担金」という。）は、管理委員会が本校 P T A 会員から徴収するものとする。

2 空調設備負担金細則は別に定める。

3 空調設備負担金会計の年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(設置要綱の改正)

第6条 本設置要綱は、管理委員会出席者の3分の2以上の賛成と、P T A 総会の承認をもって改正することができる。

(庶 務)

第7条 管理委員会の庶務は、本校 P T A 担当部署において処理する。

2 管理委員会の庶務の代表者は、本校校長をもって充てる。

(雑 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月12日から施行する。

(C) Copyright 2005 Aichi Prefectural Nakamura Senior High School